

税率一定、高所得は負担軽く

投資の利益にかかる税金

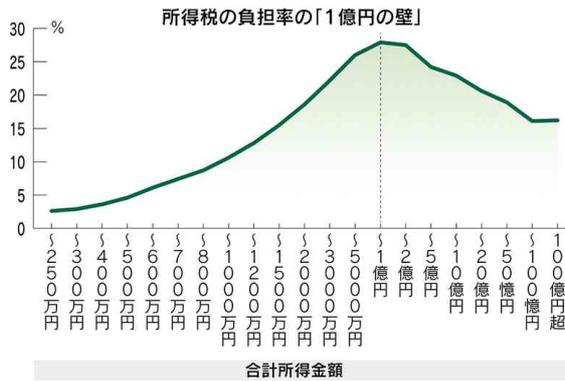
投資利益の税率と課税方法
(源泉徴収ありの特定口座を使う場合)

対象	税率(所得税と住民税の合計)	確定申告の有無
・株式・投資信託などの譲渡益 ・公社債の利子	20%	なし(源泉徴収) あり(申告分離課税)
・株式の配当・投資信託の分配金	20%	なし(源泉徴収) あり(申告分離課税)
	15~55%	あり(総合課税)

(注)税率は復興特別所得税を除く

源泉徴収ありの特定口座で確定申告が必要な場合

- 他の口座と損益通算したい(申告分離課税)
- 損失を翌年以降に繰り越したい(同上)
- 配当控除を使いたい(総合課税)



(注)2019年分の所得税額の合計所得金額に対する割合。国税庁の資料から作成

投資で得た利益に対する税について、政治家の発言が相次ぎました。お金持ちが有利になっているという懸念の指摘もあります。どのような仕組みなのでしょう。

Q 投資ではどのようなときに税金がかかるのですか。

A 株式や投資、国債・社債といった公社債を売却して利益が出ると課税されます。保有する株の配当や公社債の利子についても同様です。税率は所得税15%、住民税が5%の合計20%(復興特別所得税を除く)が原則です。

Q 株を売買していますが、納税の記憶がありません。

A 個人投資家の多くは金融機関の「源泉徴収ありの特定口座」を使っています。この場合、確定申告なしで納税手続きが完了します。課税されるのは利益から損失を引いた額です。この口座では年間受け取った利益と損失を基に金融機関が税額を計算し、その金額を口座から引いています。

Q 納税手続きが必要となることもあるのですか。

A 源泉徴収されない証券口座で取引をした場合は確定申告が必要です。また、源泉徴収ありの特定口座でも、確定申告したほうが税の負担を減らせるケースがあります。例えば複数の証券口座を持っていて、それぞれ口座の損益を通算できます。

Q どういうことですか。

A 2つの口座を持っていて、片方で公社債の利子や株の売却を受け取り、もう片方で株の売却により損失を出したとしましょう。そのままで片方の口座の配当などの金額が課税対象となります。確定申告すれば、課税される利益は損失を差し引いた額になり、税の負担が減ります。

Q 損失のほうは金額が大きい場合もありますか。

A その場合の税金はゼロです。その年の投資損益がマイナスとなった場合は翌年からの年間

損失を繰り越せます。例えば損失額が100万円なら、翌年以降の利益が100万円に達するまでは税がかかりません。税理士の阿部行雄氏は「損失を翌年以降に繰り越すためには、源泉徴収ありの特定口座を使っても、確定申告が必要」と説明します。

Q 税率はいつも20%ですか。

A 株の売却益などについては、特定口座での源泉徴収も確定申告でも20%です。一方、株の配当や投資の分配金について確定申告をする場合は「申告分離課税」と「総合課税」から選ぶことができます。申告分離課税では金額に関係なく税率が決まりますが、総合課税では給与や年金所得と合算した額で税率が決まります。

Q 総合課税の税率はどのくらいですか。

A 所得税の税率は所得に応じて上がる累進制度で、住民税と合わせて15~35%(復興特別所得税除く)です。投資以外の収入が少

ない場合は、総合課税の方が税率を低く抑えられます。逆に、所得が多く税率が20%を超える場合は申告分離課税のほうが有利です。

Q お金持ちは投資の税で得をしていると聞きました。

A 一般に所得が高い人が株式や商品などを多く持ち、年取に占める投資の利益の割合が大きくなります。所得税は累進課税で高所得者の負担が大きくなります。しかし、投資による利益を他の所得と分けて計算する税率は一律です。国税庁の資料によると、投資利益と他の収入の合計に対して実際に払った所得税の割合を所得別にみると、ヒックは1億円です。それを超える割合があるため「1億円の壁」と呼ばれています。

Q 投資の利益に課税されない制度もありますか。

A 少額投資非課税制度(NISA)のことです。専用の口座を通じて株や投資信託を取引すれば、売却益や配当、分配金は税はかかりません。ただし、1年間に投資できる金額や投資対象、期間に制限があります。課税される証券口座と損益を通算することもできません。(大賀智子)